平成２１年（フ）第１５２２号
横浜市都筑区南山田町4354番地
債務者　青木　則雄
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０６号
愛知県岡崎市大西町字南ケ原12番地52　サンシティ光ケ丘ガーデン104
債務者　鈴木　憲吾
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月10日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
岡山市北区平田369番地１　グレースタウンＥ棟101
債務者　永田　裕康
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４９号
岡山県倉敷市児島小川10丁目１番10―５号
債務者　仙田　　淳
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５０号
岡山県倉敷市児島小川10丁目１番10―５号
債務者　仙田　久美
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０９２２号
東京都台東区千束２丁目４―４―202
債務者　石森　　峻
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９２３号
東京都台東区千束２丁目４―４―202
債務者　石森　紀子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９４９号
東京都江戸川区大杉５丁目25―５
債務者　岩崎　真弓
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１００７号
神奈川県茅ヶ崎市新栄町２―30―507
債務者　山口　千寿
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０１６号
東京都調布市国領町３丁目８―15―５―505
債務者　川嶋　邦夫
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０１７号
東京都江戸川区中葛西３丁目33―12
債務者　関野　一樹
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０１８号
東京都狛江市岩戸北３丁目１－２－Ｆ―101
債務者　石下まゆみ
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０１９号
東京都豊島区南大塚３丁目25―５―1004
債務者　野中とくえ
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０２０号
東京都大田区萩中１丁目５―20
債務者　角田　欽司
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０３１号
東京都大田区大森南２丁目１―26　田中方
債務者　佐々木久男
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０３２号
東京都東村山市萩山町３丁目17　萩山町３丁目アパート14―107
債務者　近嵐　榮子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部